



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ピーシーデポコーポレーション  
代表者の代表取締役社長 野島隆久  
役職氏名 執行役員  
(コード番号 7618 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役執行役員 松尾裕子  
総合リレーション室長  
TEL 045-330-9310

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月25日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 目的事項の追加

現行定款の目的事項について、当社グループの事業領域拡大の観点から追加するものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度への対応

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (3) その他、号数の新設に伴い号数の変更、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議	2022年5月12日
株主総会開催日	2022年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月25日(予定)

以 上

&lt;定款変更の内容&gt;

(注) 下線は変更部分を示します

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2.コンピュータ業界の動向の調査代行及びコンサルタント業務</u></p> <p><u>3～22</u> (条文省略)</p> <p><u>23.電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務</u></p> <p><u>24～37</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第40条 2.監査役補欠者の選任決議の定足数は、<u>第32条</u>の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり)</p> <p><u>2.会員事業の運営、企画、請負、代行</u></p> <p><u>3.社会動向の調査及びコンサルタント業務</u></p> <p><u>4～23</u> (現行どおり)</p> <p><u>24.電気通信サービス、放送サービスの運営及び加入手続きに関する代理店業務</u></p> <p><u>25～38</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第40条 2.監査役補欠者の選任決議の定足数は、<u>第33条第2項</u>の規定を準用する</p> <p><u>(附 則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3.本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上